

発議第3号

米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和2年3月25日提出

米原市議会議長 吉田 周一郎 様

議会運営委員会委員長 北村 喜代隆

提案理由

米原市議会議員の政務活動費の在り方について、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するに当たり、米原市議会基本条例（平成25年米原市条例第20号）第20条に規定する付属機関を設置するため、この案を提出するものである。

米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例の一部を改正する条例

米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例（平成 28 年米原市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会条例

第 1 条中「第 25 条第 2 項および第 26 条第 2 項の規定に基づき、議員報酬の改定および議員定数の改正」を「第 25 条第 2 項の規定に基づき、議員報酬、政務活動費および議員定数（以下「議員報酬等」という。）の見直し」に、「議員の報酬および定数」を「議員報酬等」に改める。

第 2 条中「報酬および定数」を「議員報酬等」に改める。

第 3 条中「議員の報酬および定数」を「議員報酬等」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例新旧対照表（改正理由）

| 改正後 | 現 行 | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p><u>米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号。以下「条例」という。）<u>第 25 条第 2 項の規定に基づき、議員報酬、政務活動費および議員定数（以下「議員報酬等」という。）の見直しに当たり多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、議員報酬等の在り方に関する審議会の設置、組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 条例第 20 条第 1 項の規定に基づく附属機関として、米原市議会議員の<u>議員報酬等</u>の在り方に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、米原市議会（以下「議会」という。）の諮問に応じ、<u>議員報酬等</u>の在り方に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。</p> | <p><u>米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号。以下「条例」という。）<u>第 25 条第 2 項および第 26 条第 2 項の規定に基づき、議員報酬の改定および議員定数の改正に当たり多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、議員の報酬および定数の在り方に関する審議会の設置、組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 条例第 20 条第 1 項の規定に基づく附属機関として、米原市議会議員の<u>報酬および定数</u>の在り方に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、米原市議会（以下「議会」という。）の諮問に応じ、<u>議員の報酬および定数</u>の在り方に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 題名の変更 ・ 議員報酬および議員定数と同様に、政務活動費の見直しに当たり、附属機関を設置して市民の意見を参酌することに伴う改正 ・ 審議会の名称変更 ・ 審議会が調査審議をする事項に政務活動費を加えることに伴う改正 |